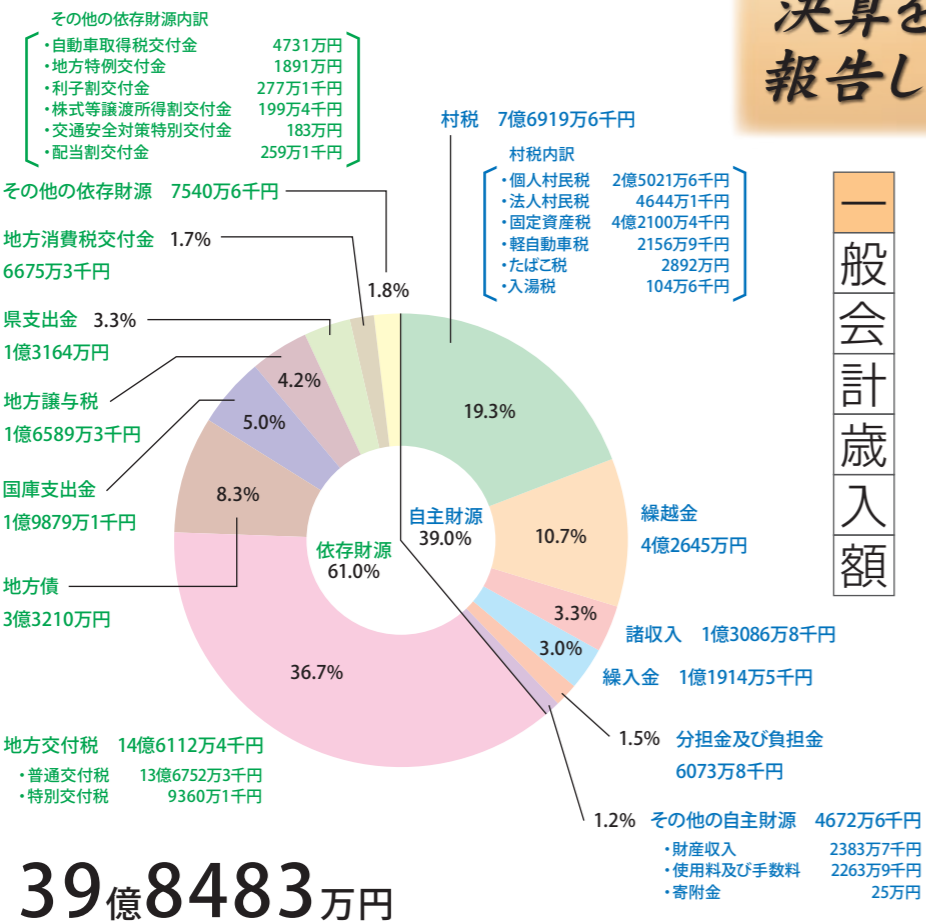


会計	収入(歳入)	支出(歳出)
一般会計	39億8483万円	35億3586万9千円
特別会計	21億669万2千円	19億9048万円
企業会計	1億5597万2千円	1億6334万6千円

原村の家計簿

平成18年度の決算を報告します

特集



一般会計歳入額

昨年度の前年度の原村の取り組
原村の平成18年度決算の歳入額は、一般会計が35億3587万円(対前年度比9・3割増)、特別会計が19億9048万円(同2・2割増)となり、一般会計では前年度から3億38万円の増、特別会計が4347万円の増となりました。平成17年度決算と比べると18年度は一般会計、特別会計ともに増加していますが、それではいったい何が要因となつて決算額が増えたのか、また、それに対する歳入はどうだったのか、項目ごとにとめたものをチェックしてみましょう。

◆自主財源と依存財源

自主財源は、村が自主的に得ることが出来る財源で、村税や分担金・負担金のほか繰入金、繰越金などがあります。これに対し、国・県支出金や地方譲与税、地方交付税など

目的別にみた歳出決算額は、民生費が6億8453万円(構成比19・4割)と最も大きく、続いて教育費、総務費、土木費、公債費、衛生費、農業費、商工費、消防費、議会費、災害復旧費の順となつ

◆前年度との比較では

地方債が小学校教室棟地震補強・大規模改修事業や小学校給食棟建設事業、災害復旧事業、石綿対策事業等により1億5920万円の増加となつたほか、繰入金が増加した整備に伴う基金からの繰入れの増により、また地方譲与税では税源移譲までの経過措置である所得譲与税の増により、それぞれ増加となっています。一方、減少した科目をみると、地方交付税が下水道事業をはじめとする投資的経費の減に伴う普通交付税等の減少により6704万円の減収となつたほか、諸収入が発掘調査委託料等の減により、県支出金がコモンズ支援金等の減額により、それぞれ減少しています。

◆目的別歳出

目的別にみた歳出決算額は、民生費が6億8453万円(構成比19・4割)と最も大きく、続いて教育費、総務費、土木費、公債費、衛生費、農業費、商工費、消防費、議会費、災害復旧費の順となつ

◆一般会計の歳出

一方、依存財源総額は24億3171万円で、歳入総額の61・0割を占めています。とりわけ地方交付税のウエイトは大きく、三位一体の改革により大幅に削減されてきたとはいえ歳入総額の36・7割を占めています。その他には地方債8・3割、国庫支出金5・0割となっています。

本村の自主財源総額は15億5312万円で、歳入総額(39億8483万円)に占める割合は39・0割となっています。科目別にみた構成比では、村税が19・3割で最も多く、続いて繰越金10・7割、諸収入3・3割の順となっています。

「里親になりませんか。」

子どもたちは家庭のぬくもりを求めています...



養育里親
保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもを養育する里親。
◎職業指導里親
義務教育を終了したこともに日常生活上の支援とともに、職業指導を行い社会的自立を支援する養育里親。
別途認定登録が必要。

親族里親
子どもの三親等内の親族であり、両親その他そのことも現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁などの状態となつた子どもを養育する里親。
短期里親
1年以内の期間を定めて、子どもを養育する里親。

親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により親と一緒に暮らせない子どもたちがいます。このような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ養育する「里親」となることを希望する方を募集しています。

里親制度は、児童福祉法に基づいています。特に近年、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わり、児童虐待の急増などにより社会的に養育されなければならない子どもが増加するにつれ、「より家庭的な環境で養育できる」というこの制度が活用されることはますます重要になっていきます。

里親には4種類があり、それぞれ養育の期間は数日間から数年と変わっていきます。養育を希望される方については、県が審査を行い、「里親」として認定し登録します。子どもの養育費は公費が支給され、扶養控除の対象にもなりません。

このほか、児童福祉施設に入所している子どもを週末や正月などに受け入れ家庭で生活体験をさせていただくホストファミリーも募集しています。

親が「亡くなってしまった」「病気で育てられない」など、さまざまな理由から親と一緒に暮せないぼくらを、
家族の一員として迎え入れ、
温かい愛情のなかで
育てていただける方・・・
いらっしゃいませんか？

詳しくは、
県庁子ども・家庭福祉課 026-235-7099 (直通)
諏訪児童相談所 052-0056 (直通)
までお問い合わせください。

CONTENTS

- 「里親になりませんか。」 2
- 原村の家計簿 3-9
- 秋の火災予防運動 10
- 「健康はらむら21」休養・こころの健康 11
- 後期高齢者医療制度 12-13
- 村づくり通信 14
- くらしの情報 15-17
- 行政情報 18-19
- 保健・福祉の掲示板 20
- くらしのガイド 21
- はらむらとぴっくす 22-23
- はじめまして1才6ヶ月です 24

●表紙写真/このトラックのコーナーを駆け抜ける2人の勝負。どちらが先にゴールを通過したでしょうか。この2人の力強い走りから想像するのは難しいですね...! 9月は各学校や保育所・幼稚園でスポーツの祭典が開かれ、競技であるとなつてに問わず皆、精一杯打ち込んでおり、その姿や表情は輝いていました。さあ次にこの子達は、どんな輝きを見せて感動させてくれるでしょうね。

※この特集の決算額は、本文は万円単位、表・グラフは千円単位で四捨五入しているため、合計等で一致しない場合があります。

原村の財政力(体力)を示す財政力指数は0.366で前年度の0.349を0.017ポイント上回り、公債比率は7.9割で前年度の11.6割を3.7ポイント下回りました。また、昨年度より起債借入同意(許可)における新指標として導入された実質公債費比率は16.0割となり、前年度の17.7割を1.7ポイント

18年度は小学校教室棟地震補強・大規模改修事業や小学校給食棟建設事業、災害復旧事業、石綿対策事業のための新たな借入れを起した結果、一般会計で22億8263万円(前年度に比べ5955万円の増)となりました。一方、特別会計・企業会計は36億5947万円(1億9988万円の減)となつて

◆**基金**
村の貯金にあたるものとして基金があります。村でも特別の財政需要や財政状況が窮

迫した時に備えそれぞれの目的に添う基金を持っています。平成18年度末の基金残高は、一般会計で27億8702万円(前年度に比べ3404万円の減)、特別会計・企業会計で11億9081万円(11198万円の増)となっています。一般会計では村債残高を上回っています。毎年度取り崩しを余儀なくされていく見通しのほか、後で述べるように特別会計への繰出しなどもあり楽観視できない状況にあります。

地方債の残高

(借入金)

会計名	18年度残高	住民1人当たり
一般会計	22億8262万5千円	297,759円
国保直診会計	626万8千円	818円
下水道会計	35億716万2千円	457,495円
水道会計	1億4603万5千円	19,050円
合計	59億4209万円	775,123円

指標で見る財政状況

区分	18年度		17年度	
	原村	原村	全国類似団体	県内平均
経常収支比率	82.3%	84.6%	86.9%	82.1%
財政力指数	0.366	0.349	0.25	0.393
実質公債費比率	16.0%	17.7%	15.1%	16.4%

○経常収支比率 (決まって支払う経費は?)

人件費や物件費、公債費など毎年必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。その経費に、使い道の自由なお金がどれくらい充てられているかを示すのが、経常収支比率といえます。

65%~75%...適正
75%以上...注意(財政が硬直化している)

○財政力指数 (自前の財源は?)

地方公共団体の財政力を示す数値で、1に近いほど、財政に余裕があります。

○実質公債費比率 (借入できるのか?)

新たな指標で、借入に当たる公債費が標準的な財政規模に占める割合を示す指標です。一般会計の公債費ほか公営企業や一部事務組合などの借入返済のため一般会計から繰り出した額や負担金なども含まれます。

18%未満...許可から協議に移行
18%以上...「公債費適正化計画」策定により許可
25%以上...一部起債が制限される。
35%以上...多くの起債が制限される。

基金の状況

一般会計	財政調整基金	7億8360万9千円
	減債基金	6億7137万3千円
	農業振興基金	4億1024万1千円
	社会福祉基金	1億471万7千円
	地域福祉基金	1億9886万9千円
	義務教育施設整備基金	1億3083万7千円
	一般会計その他	4億8737万1千円
特別会計	有線放送施設整備基金	2223万6千円
	農業者労働災害共済基金	1744万4千円
	下水道事業基金	5億2428万円
	国保直営診療施設基金	8045万円
	国民健康保険基金	3386万7千円
その他	水道施設の更新及び財政調整基金	3億1053万円
	医療費貸付基金	200万円
	土地開発基金	2億円
合計	39億7782万4千円	

グラフ用語の説明

歳入

- 村税**...村民税、固定資産税など村に納める税金
- 繰越金**...前年度から今年度に持ち越されたお金
- 諸収入**...村の預金の利子や貸付金の元利収入など
- 分担金・負担金**...特定の利益を受ける人から入るお金
- 地方交付税**...行政サービスの一定水準の確保のため、所得税などの国税の一部が国より交付されるお金
- 地方債**...村が外部から調達した資金(いわゆる村の借金)
- 国庫支出金**...村の特定の仕事に対して国から交付されるお金
- 県支出金**...村の特定の仕事に対して県から交付されるお金
- 地方譲与税**...自動車重量税など本来地方税に属される税金を国が徴収し、村に譲与されたお金

歳出

- 人件費**...職員・議員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費
- 補助費等**...各種団体や個人に支払われる補助金、負担金などの経費
- 繰出金**...一般会計と特別会計間において支出される経費
- 普通建設事業費**...道路、橋梁、学校、庁舎の建設事業に要する投資的経費
- 物件費**...消費的性質の経費
- 公債費**...村が借りているお金を返済するための経費
- 扶助費**...児童福祉法等に基づき被扶助者に対し支給する経費
- 積立金**...財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため積み立てる経費

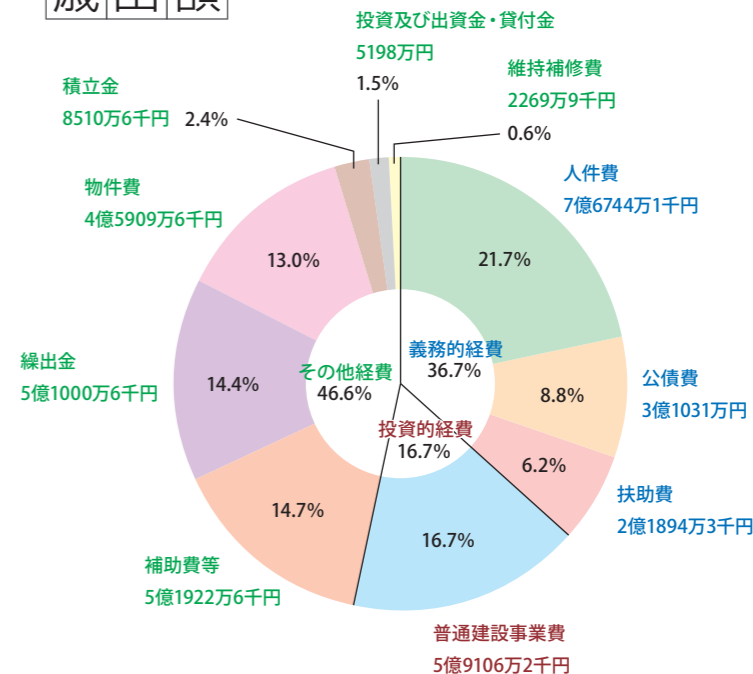
財政事情を示す目安として、次の表に三つの指標を取り上げました。

主要財政指数の状況

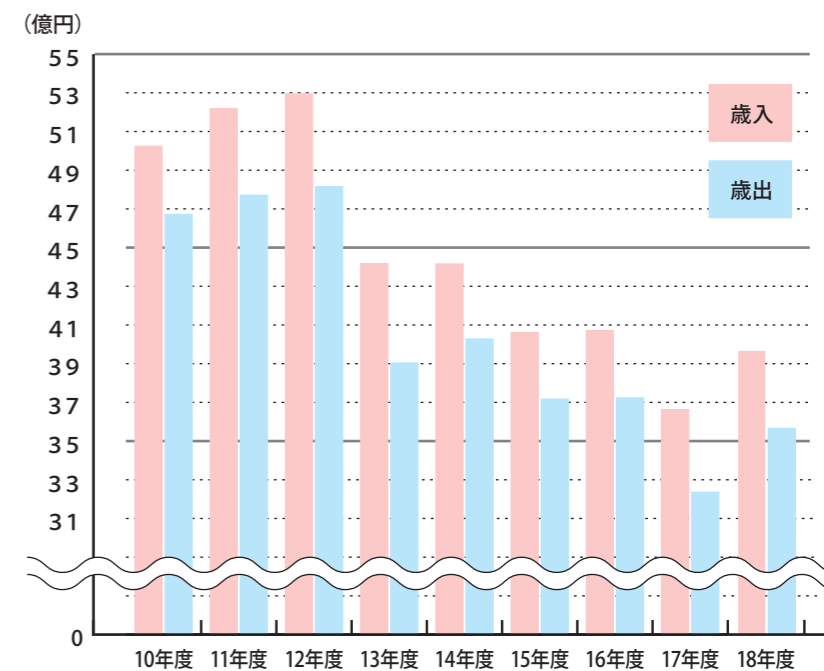
歳出決算額を性質別にみると、人件費・扶助費・公債費の合計(義務的経費といえます)は12億9669万円で、前年度に比べ1億57万円の減、率にして7.2割減少しました。一方、投資的経費は建設事業費・災害復旧事業費の増により5億9106万6千円となり、前年度に比べ3億8546万円、187.5割の増加となり、構成比でも16.7割で10.4ポイント増加しています。

一般会計歳出額

35億3586万9千円



一般会計の推移



◆性質別歳出

歳出決算額を性質別にみると、人件費・扶助費・公債費の合計(義務的経費といえます)は12億9669万円で、前年度に比べ1億57万円の減、率にして7.2割減少しました。一方、投資的経費は建設事業費・災害復旧事業費の増により5億9106万6千円となり、前年度に比べ3億8546万円、187.5割の増加となり、構成比でも16.7割で10.4ポイント増加しています。

みなさんの税金の主な使いみち

庁舎内アスベスト除去工事	1575万円
村有林保育事業	713万7千円
中央高原再生事業	2893万8千円
景観形成推進事業	1681万7千円
若者定住促進事業	850万円
情報センタ関係委託・使用料	1215万5千円
固定資産税資料(地目図・家屋図他)	1008万円
老人保健施設「さくらの」施設整備補助	2000万円
医療費特別給付金事業	9817万1千円
広域連合介護保険関連負担金	6007万6千円
児童手当給付事業	4434万5千円
諏訪中央病院組合負担金	5419万9千円
資源物分別収集等処理委託料	768万円
排水処理施設設置推進事業	1030万円
諏訪南行政組合負担金(ごみ処理)	7038万3千円
南諏衛生施設組合負担金	9292万1千円
農作物安値対策	1046万2千円
中山間地域直接支払制度補助	3569万3千円
元気な地域づくり交付金	2020万円

八ヶ岳自然文化園管理委託	2950万円
道路台帳保守委託	777万円
道路維持補修工事	1559万3千円
広域消防諏訪広域連合負担金	1億2823万1千円
小学校給食棟建設工事	8871万5千円
公民館ボイラー室等アスベスト除去工事	577万5千円
美術館管理運営委託	1150万円



←老朽化に伴い原小学校給食棟を平成18年度に建て替えました。(小学校給食棟建設工事)

村税負担額内訳

(村民一人当たりの村税負担額)

村民税	38,698円	たばこ税	3,773円
固定資産税	54,918円	入湯税	136円
軽自動車税	2,814円	合計	100,339円

使われたお金

(村民一人当たりに使われたお金)

民生費	89,294円	農林業費	24,881円
教育費	83,009円	商工費	23,012円
総務費	65,419円	消防費	20,967円
土木費	59,206円	議会費	8,387円
公債費	40,479円	災害復旧費	6,870円
衛生費	39,716円	合計	461,240円

特別・企業会計の状況

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額	一般会計からの繰出額	
国民健康保険事業勘定特別会計	7億7390万7千円	7億347万5千円	7043万2千円	4696万9千円	
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	1億2635万8千円	6583万5千円	6052万3千円	0円	
有線放送事業特別会計	3793万1千円	3487万2千円	305万9千円	1780万円	
農業者労働災害共済事業特別会計	164万1千円	152万5千円	11万6千円	0円	
老人保健事業特別会計	6億3897万1千円	6億5786万9千円	△1889万8千円	5067万5千円	
下水道事業特別会計	5億2788万4千円	5億2690万4千円	98万円	3億3100万円	
特別会計 計	21億669万2千円	19億9048万円	1億1621万2千円	4億4644万4千円	
水道事業会計	収益的収支	1億5597万2千円	1億3199万2千円	2398万円	105万5千円
	資本的収支	0円	3135万4千円	△3135万4千円	0円
企業会計 計	1億5597万2千円	1億6334万6千円	△737万4千円	105万5千円	

特別会計と企業会計

原村では、6つの特別会計と1つの企業会計を設けて各種事業を行っています。

特別会計とは、ある特定の事業を行うために、一般会計と分けて経理し、その支出を特定の収入で行う会計をいいます。一般会計で負担しなればならないものを除いて、基本的にその会計内で収入・支出を行うのが理想ですが、事業が営利目的ではなく公益的な運営を行うため、その会計だけでは収入が不足する場合がございます。その場合、特別会計では、一般会計からの負担(繰出金)を受けることで運営しています。

平成18年度の各会計の決算額は別表のとおりとなり、老人保健事業特別会計を除いては実質収支(歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越す額を除いた決算額)は、黒字となっています。

一方、水道事業については、企業会計として独立採算を指し民間企業と同じ方法で経理をしています。18年度についても一般会計からの財源補てんはなく、事業収益をもつて会計が運営されています。

具、農薬などによる負傷、疾病、障害、死亡などの人身事故について、その災害の程度に応じ共済見舞金を支給しています。

平成18年度は6件の支払いがありました。死亡事故が1件あり、歳出決算額では88万円(235・3割)の増加となりました。

近年、農業経営者の高齢化に伴い機械作業中の事故の発生が増加している傾向にあります。今後、農作業安全月間を設け、村広報や有線放送などで事故防止の呼びかけなどを行っていきます。

老人保健事業特別会計

急速な高齢化が進むなかで、伸び続ける老人医療費を抑制



→まわりの交付金を活用し八ヶ岳自然文化園整備を実施しました。(中央高原再生事業)

(繰出金は消火栓の維持管理費など。)

以降ではそれぞれの会計の18年度決算における特徴・課題などについて記載します。

国民健康保険事業勘定特別会計

医療費については、被保険者の高齢化、疾病構造の変化、医療の高度化などにより年々増加傾向にあるなか、18年度は前年度に対し6・3割増加しました。

決算状況においても、歳入・歳出総額とも前年度に比べ、それぞれ9・1割、11・4割増加しました。

国保事業の健全化に向け、普段からの定期的な健康チェックによる早期発見・早期治療の徹底及び予防活動の推進、制度の趣旨普及を図るとともに保険料率の向上に努める必要があります。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計

安藤医師の着任により、糖尿病を主とした生活習慣病や小児の診療を積極的にに行い、また禁煙外来の取り組みにより、外来収入が前年度に対し

有線放送事業特別会計

平成18年度歳出決算額は3487万2千円で、前年度との比較では6341万5千円(64・5割)と大幅に減少しました。この減少の要因は、17年度に実施した告知放送受信機等の更新が終了したことによります。

また、自主放送(サラダチヤネル)についても、地上波アナログ放送が2011年にデジタル化されることから、これに対応した編集スタジオなどの施設の更新を進めていく必要があります。

農業者労働災害共済事業特別会計

農労災は農作業中に不慮の災害を受けた方を救済し、農業者の安定と福祉の増進を図るための共済制度です。加入者の方が農作業中に受けた農機

水道事業会計

平成18年度の消費税を除いた給水収益は1億2936万円、水道事業全体の収益は1億4922万円で、給水収益、事業全体収益は前年度に対しそれぞれ微減、微増となりました。

設備投資として石綿管の布設替え、減圧弁取替え、第4水源の水中ポンプ入替えなど2068万円の事業を実施しましたが、石綿管を利用して

いる箇所がまだ残っていることから早期に布設替えを行う必要があります。

下水道事業特別会計

昭和60年から始まった下水道整備事業も順調に進み、平成18年度では85・5%と県下でも高い普及率となっています。しかし、一方ではこの間の村債(借金)も膨れ上がり、減少してきたとはいえ年度末の未償還残高は35億716万円あります。

毎年の返済の約半分は交付税算入されるほか、下水道維持費などについても一定の基準により需要額として算入され交付されていますが、平成18年度は高利率の事業債の借り換えを行ったこともあり、公債費は4億2568万円となりました。

以上、原村の平成18年度の決算状況について概略を述べましたが、村の財政状況は依然厳しい状態が続いています。しかし、自律の村を目指すため行政の役割をもう一度見直し、知恵を出して、民間の力も活用しながら、より良い原村となるよう努力していきます。

村民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※平成18年度決算に係る主要な施策を説明する「成果説明書」が必要な方は役場住民財務課財政係までお越しください。【問】☎79-7924(直通)

平成18年度末バランスシートでわかること

平成19年3月31日現在で、原村の普通会計の総資産は合計で約143億2千万円となり、減価償却に伴う有形固定資産の減少により前年度末に比べ約1億2千万円の減となりました。

一方、負債合計は約30億3千万円で前年度に対し約1億1千万円の増、その差である正味資産は約112億9千万円で、前年度より約2億3千万円の減となりました。

(1) 資産の部の状況

資産の部は、有形固定資産（建物、土地）が約104億2千万円で、資産全体の72.7%を占め残りが基金（積立金）、貸付金、未収入金等で約39億円となっています。

有形固定資産を行政目的別に見ると、教育費関係が約35億6千万円（有形固定資産全体の34.2%）と最も多く、次いで土木費、農林業費、商工費の順となっています。

(2) 負債の部の状況

負債の部では、地方債（借入金）が固定負債、流動負債（19年度償還予定額）を合わせ約22億8千万円で負債全体の約75.4%、退職給与引当金が約7億5千万円で24.6%の割合になっています。

地方債は、将来にかけて返済しなければなりません、返済額の半分以上が地方交付税として交付されます。

(3) 資産の部の状況

正味財産の部では、国庫支出金が約7億2千万円、県支出金が約11億4千万円となり、一般財源（村税）等は約94億3千万円となっています。

正味財産は、将来に負担を残さない資金をあらわしていますので、約112億9千万円（耐用年数に伴う減価により前年度より2億3千万円の減）の資産が現在残っていることになります。

(4) 正味財産の構成比率

一般企業において、財務の安定性を判断する基準として「自己資本比率」が使われます。

これに相当するものを「正味資産の構成比率」の名称で表すと

正味資産構成比率（正味資産÷総資産×100）=78.9%

となります。

この数字は一般的に高いほうが良いとされており、他の地方公共団体の平均的な水準に比べ高い方にあることから、財政状況は健全な範囲にあるといえます。

なお、平成17年度普通会計のバランスシートを作成公表した、県内52市町村の正味資産構成比率の平均は68.4%で、本村は79.8%と高い数値となっています。

(5) 住民1人あたりの状況（バランスシート）

* 資産	186万8千円（平成17年度末	189万9千円）
* 負債	39万5千円（平成17年度末	38万4千円）
* 正味資産	147万3千円（平成17年度末	151万5千円）

住民1人あたりの額は、各年度末の住民基本台帳人口で割り千円単位で表示しています。（平成18年度末人口：7,666人）

また、普通会計における住民1人当たりの将来負担は、4万9千円となっています。

住民1人当たりの将来負担＝〔（地方債残高＋債務負担行為）－現金・預金高〕÷人口

原村のバランス

	借	方
[資産の部]		
1. 有形固定資産		
(1) 総務費	10億3520万5千円	
(2) 民生費	6億2697万7千円	
(3) 衛生費	827万6千円	
(4) 労働費	0円	
(5) 農林水産業費	13億4823万円	
(6) 商工費	12億708万9千円	
(7) 土木費	20億1861万2千円	
(8) 消防費	1億1205万3千円	
(9) 教育費	35億6439万3千円	
(10) その他	4億9581万1千円	
有形固定資産合計	104億1664万6千円	
(うち土地)	28億9232万円	
2. 投資等		
(1) 投資及び出資金	1億7870万9千円	
(2) 貸付金	497万円	
(3) 基金		
①特定目的基金	13億7171万5千円	
②土地開発基金	2億円	
③定額運用基金	0円	
基金計	15億7171万5千円	
(4) 退職手当組合積立金	2億674万5千円	
投資等合計	19億6213万9千円	
3. 流動資産		
(1) 現金・預金		
①財政調整基金	7億8360万9千円	
②減債基金	6億7137万3千円	
③歳計現金	4億5213万6千円	
現金・預金計	19億711万8千円	
(2) 未収金		
①地方税	3392万4千円	
②その他	76万2千円	
未収金計	3468万6千円	
流動資産合計	19億4180万4千円	
資産合計	143億2058万9千円	

用語説明 [資産の部]

- (1) 有形固定資産・・・村が昭和44年度以降に整備、購入してきた建物、構築物、土地などの資産について、経年により減価償却した価格（ただし土地については取得価格）
- (2) 投資等 村の保有する資産のうち上記有形固定資産でない財産
 - a. 投資及び出資金・・・行政活動を行ううえで必要な団体等（原村振興公社、土地開発公社、第3セクター等）への出資金の年度末残高
 - b. 貸付金・・・奨学金などの貸付金の年度末残高
 - c. 基金・・・施設の整備や振興事業など特定の目的のため村が貯えている基金（財政調整基金、減債基金は含まれない）
 - d. 退職手当組合積立金・・・市町村総合事務組合の退職手当基金総額を加入団体の給料総額をもとに按分し、村の持分相当額を計上
- (3) 流動資産 現金のほか、必要な時にすぐに現金化できる流動性の高い資産
 - a. 現金・預金・・・年度末現在で村が保有している現金、預金の残高
 - b. 財政調整基金・・・財源の不均衡のほか災害、減収時に対応するために積み立てている流動性の高い基金
 - c. 減債基金・・・村債の返済を計画的に行うため、余裕のある年度に積み立てて繰上償還などの返済に充てるための基金
 - d. 歳計現金・・・歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支の黒字額）
 - e. 未収金・・・村税のほか、料金、負担金などの当年度内に収められなかった未収金

シート

（平成19年3月31日現在）

	貸	方
[負債の部]		
1. 固定負債		
(1) 地方債	20億135万7千円	
(2) 債務負担行為		
①物件の購入等	0円	
②債務保証又は損失補償	0円	
債務負担行為計	0円	
(3) 退職給与引当金	7億4558万4千円	
(4) その他	0円	
固定負債合計	27億4694万1千円	
2. 流動負債		
(1) 翌年度償還予定額	2億8126万8千円	
(2) 翌年度繰上充用金	0円	
流動負債合計	2億8126万8千円	
負債合計	30億2820万9千円	
[正味資産の部]		
1. 国庫支出金		
	7億1807万7千円	
2. 都道府県支出金		
	11億4629万8千円	
3. 一般財源等		
	94億2800万5千円	
正味資産合計	112億9238万円	
負債・正味資産合計	143億2058万9千円	

用語説明 [負債の部]

- (1) 固定負債・・・村が負担する債務のうち、一年以上先に発生するもの
 - a. 地方債・・・今までに社会資本等の整備のため、国や銀行などから借り入れた借金の元金のうち、一年以上先において返済するもの
 - b. 債務負担行為・・・PFI等の手法により整備した資産で既に物件の引渡しを受け今後支払うべき債務、損失補償等で履行すべき額が確定したもの
 - c. 退職給与引当金・・・村の職員が年度末に全員退職すると仮定した場合の退職金で、年度末の全職員の平均給料月額に勤続年数による普通退職の支給率を乗じて推計（実際の退職職員に対する退職金は除く）
- (2) 流動負債 村が負担する債務のうち、一年以内に発生するもの
 - a. 翌年度償還予定額・・・今までに社会資本等の整備のため、国や銀行などから借り入れた借金の元金のうち、一年以内に支払期限が到来するもの

[正味資産の部]

- (1) 国庫支出金・・・有形固定資産を整備するための財源として国から受けた補助金等で、対象となる資産を減価償却していることから同様に減価償却を行う
- (2) 都道府県支出金・・・有形固定資産を整備するための財源として県から受けた補助金等で、対象となる資産を減価償却していることから同様に減価償却を行う
- (3) 一般財源等・・・有形固定資産を整備するための財源として使った村税などの一般財源

■バランスシートとは

バランスシート（貸借対照表）は、一般的に、企業会計の決算の中でまとめられ、企業の財務状況（資産と負債の状況）をあらわす表をいいます。

左側に【資産の部】として、基準日において村で持っている建物や土地の固定資産、貸付金や基金（積立金）、現金などの財産について合計額を載せます。

右側には、資産の部に載っている財産の元手となった資金を【負債の部】と【正味資産の部】に分けて載せます。

【負債の部】は、村の借入金である地方債と債務負担行為（翌年度以降支払う義務のあるもの）、退職給与引当金（職員全員が年度末に退職するとした場合の退職金相当額）など将来において負担しなければならないものを載せます。

【正味資産の部】には、【資産の部】から【負債の部】を差し引いた残りのもの、将来に負担を残さない資金分を載せます。内容としては、国・県からの補助金と村の自前の資金（税金等）です。一般企業では資本の部にあたります。

○資産（財産）の内容

【資産の部】*建物、土地

=道路・公園・村営住宅・役場庁舎・地域福祉センター・学校・図書館・保育園等

*その他の資産

=出資金・貸付金・積立金・預金等

○使ったお金の内容

【負債の部】*地方債（借入金） *債務負担行為

*退職給与引当金

【正味資産の部】*国・県からの補助金 *税金等

■作成の基本的事項

- ①国（総務省）の全国的な統一基準により作成しています。
- ②作成の基準日は、平成19年3月31日（平成18年度末）です。
- ③対象となる会計は、原村の普通会計（一般会計と有線放送会計、農業労働災害共済会計）で、水道会計や下水道事業会計、土地開発公社などは入りません。
- ④積み上げた基礎数値は、昭和44年度から平成18年度までの決算統計のデータによるものです。従って昭和43年度以前の事業費は入っていません。
- ⑤建物の評価額は、取得当時の建設費を基準とし、国で示した耐用年数に基づいて減価償却をおこないました。土地については、取得した当時のままの価格で評価してあります。

休養・こころの健康

原村健康増進計画「健康はらむら21」

目標

こころにゆとりをもち、
原村住民のひとりとして
生涯現役を目指そう

質問 「健康はらむら21」で進められている「休養・こころの健康」の内容について質問。こころの健康状態は、原村の健診でわかりますか。



お答え 健診の結果は、血液検査や血圧測定など数字や画像を基に医師が健康を判定するもので、おもには体の健康状態をあらわしています。

実は、こころの健康状態って数字にあらわれにくいものなんです。近年ストレス社会といわれ、「こころの健康」が大きくとりあげられるようになりました。原村のアンケートでは「非常にストレスを感じている人」の割合が14・9%、そのうちストレス対処法を持っていない人が10・7%という結果がでています。

質問 わかるわー！この頃新聞やテレビで取り上げられる事件を見ていると、人間関係の希薄さを感じる事件が多いもの。こうしたストレスと上手につきあうために、私たちができることってなにかしら。



お答え まずひとりひとりが自分の役割や趣味をもち「はりのある生活」をこころがけましょう。

次に心の憩える家庭づくりです。家族で話しをすることはありますか。気軽に話せる家族のつながりを大切にしましょう。

さらに、安心して過ごせる地域づくりを目指してみましょ。お隣さんといさつを交わしたり、老人クラブ・保健指導員・食生活改善部会が主催する勉強会や運動会など地区活動に参加することで近隣に住む方たちとの人間関係を円滑にしませんか。

質問 他には、どんなことを心がけていけばいいの？



お答え 鎌田實先生のご著書の題名ではありませんが「がんばらない」。人間ががんばりすぎてはいけません。心身ともに休んで疲労を回復し明日に向けて英気を養う「休養」が必要です。休養には睡眠をとる「消極的休養」と、普段酷使している部分は休ませ気分転換を図るなどの「積極的休養」があります。音楽を聴いたり読書をおこなうことも積極的休養のひとつです。



ゴムひもを伸びるだけ伸ばした後は、縮まず伸びたままになってしまわ。なにごともある程度のゆとりが必要ね。私も毎日の生活リズムにメリハリをつけることを心がけるわ。

原村では 精神保健相談会を開催しています

医療機関に勤務する精神保健福祉士を相談員にむかえ、相談会を開催しています。薬や受診などこころに関して相談をお受けします。ご本人ご家族ならどなたでも結構です。秘密は厳守いたします。日程は有線放送にてお知らせいたしますが、予約制のため必ずご連絡をお願いします。

相談会に関する問い合わせ先 保健福祉課健康づくり係
電話 79-7092

人間はひとりで悩み始めると、苦しくて誰かに思いを聞いてほしくなります。さまざまな相談事業がおこなわれています。上手に利用しましょう。



これからの時期・・・火災が発生しやすい気候を迎えます。そこで、11月9日からの“秋の火災予防運動”期間中には特に、一人ひとりが火災予防の意識を持ちその予防対策の実践をお願いします。この取り組みが、火災の発生を防止したり死傷事故や財産の損失を防ぐことにつながります。原消防署や原村消防団でも、消防車両等による巡回広報、各事業所が行なう自衛消防訓練指導などを行い啓発に努めていきますので、みなさんも予防に心がけ火災を発生させないようにしましょう。

火の用心 7つのポイント

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

秋の火災予防運動 11/9(金)～11/15(木)

住宅防火 7つのポイント

- 3つの習慣
 - 1 寝たばこは、絶対やめる。
 - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
 - 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消火器の訪問点検や 住宅用火災警報器の訪問販売による 高額請求にご用心!

最近、近隣市町村において不適切な消火器点検業者によるトラブルや、住宅用火災警報器の住宅への設置義務化に伴う高額訪問販売等、悪質業者の被害が継続しています。悪質業者の被害に遭わないようご用心下さい。



平成18年中 村内火災発生状況

火災種別	その他火災	建物火災	林野火災	車両火災	合計
件数	8	2	2	2	14

その他火災の内容は、農地での野焼きや土手草の焼却など、そのほとんどがたき火の不注意で火災になったものです。



9月23日、菅蒲沢において早朝より、原村消防団による秋季訓練が行われました。遠距離送水による放水。火点から200メートル・480メートル離れた2箇所の水利から、ポンプ連携による中継を行いました。



COLUMN
心麓朴談 Vol.2

長野県福祉大会が去る9月5日、上田市において行なわれました。原村社協が優良社会福祉協議会として表彰を受け、大いに名誉なことであり、またその活動の模範性を住民の皆様共々喜びたいと思います。ところでこの福祉大会の内容は大変に重く、考えさせられるものでした。特に現代は病んでいるとしか言いようのない問題の一つ、青少年健全育成問題は多くの共鳴と感動を与えるものでした。

まず青少年問題の深刻さとその実態の知らなさには驚かされました。やる気のなさ、無気力、不登校、とじ籠もり、ケータイ没、メール没、ゲーム没、いじめ、ニート、フリーター、夜の街徘徊、売春、家庭内や校内暴力、薬物、アルコール etc. まだまだ数えあげれば切りがありません。これらから感じられるイメージは、総じて野性味に満ちた活動力が乏しく、太陽の恵みを受けた明るさが感じられません。どうしてこうなってしまうのか。ほんの一寸した育ちの過程における歯車の狂いであるようです。人間は精神活動をする動物ですから、それに障害を受けると十分な育ちができません。また曲った方向に行こうとするのも、早目に矯正してあげないと元には戻りません。ほんの少しの歯車の狂いのうちに修正しなければならぬのですが、修正できるのは親や周りの人達の愛情と、本人の大らかな克己心です。

さて他人の忠告を受け入れられる器とか、自分の志向に反する事象への受忍力とかは、その人のもつ性格によります。性質、性格、人格といったものは、大部分が成長の過程で形成されますから、どんな育ちをするかが大切となります。少なくともテレビやゲーム、メールなどのバーチャルの世界では、有為な人格形成は難しいようです。やはり自然の中で痛みや悲しみを体験し、命は限りあるものであることを知る必要があるのです。物ごころつく頃から成長して行く間の一つ一つの積み重ねが総て影響するので、親や周りの関与は重大です。子供は不完全だから子供なのです。導くという上からは叱りとばしてばかりいては、いけないようです。褒めることによってやる気を引き出すことが大切です。感情的にならないこと、1叱って10褒めることだといえます。

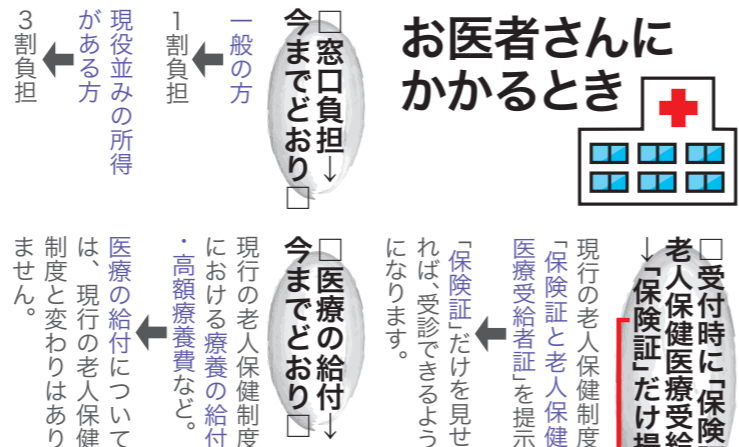
子供は国の宝です。青少年はやがてこの社会を背負うのですから、その健全な育ちは何よりも大切です。私達は社会全員で子供達を健やかに育てなければならぬと、強く感じました。

原村長 清水 澄

後期高齢者医療制度

平成20年4月から新しい医療制度が始まります

国のすすめる「医療制度改革」のひとつで、老人医療費を中心に、国民全体の医療費が増え続けているため、平成20年4月から新しい高齢者の医療制度を創り、世代間での負担を明確にし、公平でわかりやすくするための独立した医療制度です。



新しい保険証は
一人に1枚交付されます。カード型で小さく携帯に便利になります。重要な証明書ですので、大切に保管してください。

「おわりに」
健康で自立した生活を過ごすことは、医療費の節約にもつながります。これには、若いうちから病気の予防や健康づくりに積極的に取り組むとともに、健康診断を受けることが大切です。また、高齢者の皆さんには、ひざから簡単にできる運動の習慣やバランスのとれた食生活の定着などで「健康寿命」を延ばし、いつまでも元氣な生活を送ってほしいと思います。

問い合わせ先
保健福祉課医療給付係
☎79・7925(直通)

□日常の病気 頭痛□

「頭がこんなに痛いのは初めてだ。手足の動き、ろれつも変だ。」
こういう場合は救急車を呼んで、夜中でも病院に行きましょう。遠慮は無用。脳内出血、くも膜下出血かもしれません。CT(断層撮影)を撮れば診断できます。

慢性の頭痛もちの方へ。
多いのは緊張型頭痛といって、肩こりの親戚みたいなものです。デスクワーク、運動不足、ストレスの多い人は要注意。首、肩、背中、の筋肉を鍛えましょう。腕を上げる運動していますか。人間の親戚である猿は木にぶら下がっていますね。猿に尋ねたことはありませんが、肩こりは無いはず。痛いときは迷わず頭痛薬を飲んで良いです。でも依存しては駄目。頭痛薬の飲みすぎが原因の頭痛というものもあります。

片頭痛が意外に多いのをご存知ですか。
動くときガンガン響く、吐く、光、音、匂いに敏感になる、生理周期と一致する、などの特徴があります。片頭痛には特効薬があります。人生最大の悩みから解放されるかもしれませんよ。医師の処方箋が必要な薬です。

他には眼や鼻が原因の頭痛もあります。
頭痛の原因は様々です。お悩みの方は診療所へ。診療所にCTはありませんが、必要なら病院に検査依頼をします。

Dr.アンドウの健康塾
Vol.12
むらのかかりつけ医

ポイント2▲対象となる方

現在の老人保健制度の対象者と同様、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満の方で、寝たきり等一定程度の障害認定を受けた方が対象となり、現在加入の医療保険から移行していただきます。

ポイント1▼運営の主体は広域連合が担当

長野県内81のすべての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が平成19年3月23日に設立され、「後期高齢者医療制度」を運営する「保険者」となり、保険料の決定や、医療を受けたときの給付など、運営の主体を担当します。

市町村の役割は、
▼保険料の徴収
▼申請や届け出の受付
▼保険証の引渡し
し、「窓口業務」を担当します。

ポイント3▼新制度では、具体的に何が変わるのか

この制度の加入者には、医療機関などの窓口負担を除く医療費の一部にあてるため、所得の状況に応じて、一人ひとり計算される「保険料」を納めていただくこととなります。

この制度に移行(加入)する被保険者の約8割の方は、現在でも、市町村単位の国民健康保険制度に加入し、保険料(料)を納めていますが、新しい制度では、長野県内にわたって均一の保険料率により算定されることとなりますので、保険料が変わります。

これまで保険料負担のない社会保険などの被扶養者だった方にも納めていただきますが、資格取得後2年間にわたって、均等割の5割が減額されます。

また、低所得者についても、世帯の所得状況に応じて、均等割額の7割、5割、2割が減額されます。

保険料の徴収方法は、年額で18万円以上年金を受け取っている方は、年金からこの保険料を天引きします。ただし、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方は、市町村が発行する納入通知書にしたがい納めていただきます。

雇用保険法の改正 ご注意ですか

雇用保険被保険者のみなさまへ
10月1日から次の3点が変わります

1. 雇用保険失業等給付金の受給資格要件が変わります
雇用保険の基本手当を受給するため必要な加入期間を、労働時間の長短にかかわらず原則12ヶ月(各月11日以上)とします。※倒産・解雇等による離職の場合は6ヶ月とします。
2. 育児休業給付制度の拡充等
職場復帰給付金の給付率を休業前賃金の10%から20%に引き上げます。
3. 教育訓練給付制度の見直し
給付金の給付率及び給付上限額を一本化するともに、初回に限り加入期間1年以上で受給可能とします。

外国人労働者を雇用しているすべての事業所のみなさまへ
「雇用対策法の一部改正による新ルール」
10月1日より

1. 外国人(特別永住者を除く)を雇用する場合、ハローワークへの届けが必要で、
- 雇用保険の被保険者の場合は、資格取得届、喪失届の備考欄に記載

「労働保険とは、労働災害や失業が発生した際に保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図ることを目的とした、政府管掌の強制保険です。労働者を一人でも雇用する事業主は原則として労働保険に加入する義務が生じますので、手続きがまだお済みでない場合はお早めに届け出願います。

また、雇用保険加入手続きが適正に行われているか否かについて労働者の方が直接ハローワークへ照会することが出来る「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会」制度もごさいいます。

問い合わせ先 ハローワーク諏訪 ☎58・8609
☆「労働保険適用促進月間」に関する問い合わせは、
岡谷労働基準監督署 ☎22・3454 でも受け付けています。

載して届け出ることができません。
○雇用保険の被保険者でない外国人労働者の場合は、雇入れ、離職の場合ともに翌月末日までに届け出てください。

○平成19年10月1日時点で既に雇用されている外国人労働者については、平成20年10月1日までに提出いただけます。

2. 外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の努力義務となりました。

**労働法関係法令及び
社会保険関係法令の遵守**

事業主・労働者のみなさまへ
10月は「労働保険適用促進月間」